

## 基準日設定通知公告

当社は、令和5年11月29日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和5年12月15日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和5年11月14日

神奈川県平塚市代官町11番25号

株式会社アイメックス  
代表取締役 北岡 雄一郎